

基金21

協働事業負担金

～事業提案募集説明会のお知らせ～



↓↓↓ まずは**募集説明会**にご参加ください ↓↓↓

令和7年 **6/10** (火) 14:00～

場所: かながわ県民センター11階コミカレ講義室2

1. 基金21事業説明会

14:00～14:40

県課題提案部署による説明
(福祉子どもみらい局共生推進本部室)
(県土整備局住宅計画課)

○基金21事業の概要及び応募にあたっての
留意点等についてご説明します。
(参加は応募の 必須条件 ではありません。)

2. 個別相談(希望団体)

14:50～16:00

先着順で対応させていただきます。

○説明会終了後、希望者を対象に個別相談を
行いますので、基金21のどれに応募しようか
迷っている方、応募書類の書き方や申請の方法が
分からない方は、この機会にぜひご参加ください。

参加は、先着20団体(1団体2名まで)とさせていただきます。



申込み、問合せ

かながわ県民活動サポートセンター基金事業課

045-312-1121(内線2831～2)まで
お電話でお申込みください。

ウラ面も
↓↓↓

●協働事業負担金

- ・一般部門……分野を問いません。
- ・課題部門……年度ごとに県が設定します。

<今年の課題部門設定課題>

課題1: 共生の場の創出による「ともに生きる社会」の実現

【福祉子どもみらい局共生推進本部室提案】

平成28年7月26日、県立障害者支援施設、津久井やまゆり園において、19名の生命が奪われるという大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会は「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、様々な取組の強化を図っている。

誰もが喜びを実感することができる地域共生社会を実現するには、あらゆる人々がともに活動する機会や共生社会を体感できる場が多く必要である。

障がいの有無や年齢などに関わりなく、あらゆる人が自らの意思に基づいて、必要な支援を受けながら暮らすことができる社会環境を整備し、意識の壁をなくし、障がい者などと関わりながら共生社会を体感できる「ごちゃまぜの場(インクルーシブな場)」を創出が必要である。これらの社会課題を解決に向け取組を実施している団体と協働することにより、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に基づく地域共生社会の実現を推し進め、地域における共生社会の実現につなげていく。

<想定する事業・取組の例>

- ・障がい者も参加しやすいごちゃまぜの居場所づくり
- ・インクルーシブイベントの開催 など

課題2: 民間賃貸住宅の空き家・空き室を活用した支援付き住宅による居住支援の環境整備

【県土整備局住宅計画課提案】

高齢者や子育て世帯、低所得者等の住宅確保に特に配慮を要する者(以下、「要配慮者」という。)は、賃貸住宅への入居時に孤独死や残置物処理などの課題から賃貸人に拒否感を持たれる傾向があり、要配慮者が安心して暮らせる住宅の確保が求められる一方で、公的賃貸住宅では、大幅な増加は見込まれず、民間賃貸住宅では空き家・空き室が増加傾向にある。

このような賃貸人の拒否感を軽減し、要配慮者の住宅確保を実現するため、入居後の生活支援等を行う居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り等を行う住宅について、地方公共団体が認定する制度が創設された。

そこで、知識と経験のあるボランティア団体等との協働により、生活支援等が附帯された住まいについてのモデル的な取組として実施することで、賃貸人である住宅の所有者が安心して住宅を提供できる環境を構築するとともに、要配慮者の居住の安定を図る必要がある。

<想定する事業・取組の例>

- ・民間賃貸住宅等のサブリース又は自ら所有する住宅の賃貸借により住宅の提供を行いつつ、入居後の要配慮者に対して、安否確認や見守りを行うほか、入居者の心身等の状況に応じて福祉サービスにつなぐ等の取組を実施する
- ・県は、モデル事業の成果について、事業の仕組みを、県居住支援協議会を通じ、ビジネスモデルとして普及させるとともに、空き家・空き室を持つ所有者へ周知を行う など

上記は概要となります。

詳細は必ず基金21ホームページの募集案内をご覧ください。→



応募受付期間

【令和8年度実施分】

●協働事業負担金

令和7年6月13日(金)～7月22日(火)

●ボランティア活動補助金

令和7年9月12日(金)～10月16日(木)

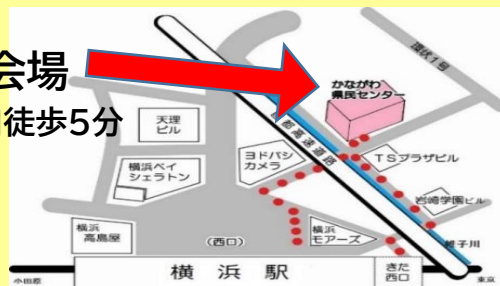
【令和7年度分】

●ボランティア活動奨励賞

令和7年7月24日(木)～9月11日(木)

説明会場

横浜駅西口徒歩5分



※公共交通機関でいらしてください

基金21

検索

